

別紙標準様式(第7条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第5回障害者地域生活支援事業選定審査会
開 催 日 時	令和8年3月30日(月) 午前9時30分から午前11時20分
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第3委員会室
出 席 者	近棟健二委員、三田優子委員、高橋昌子委員、杉本隆志委員、民西陽子委員
欠 席 者	
案 件 名	(1) 実施法人の選考方法について (2) 実施法人の選考審査について (3) 実施法人の選定について (4) 審査結果の報告について
提出された資料等の 名 称	資料1 本日の予定について 資料2 枚方市障害者相談支援事業実施法人応募状況について 資料3 選考審査の手順について 資料4 障害者地域生活支援事業者選定審査会 選考基準 資料5 障害者地域生活支援事業者選定審査会 選考審査表(仮審査用) 資料6 障害者地域生活支援事業者選定審査会(事前質疑) 資料7 応募法人から提出された応募書類一式 資料8 障害者地域生活支援事業者選定審査会 選考審査表(本審査用) 資料9 枚方市障害者相談支援事業実施法人の選定について(答申)(案) 資料10-1 枚方市障害者相談支援事業実施法人選定審査結果報告書(案) 資料10-2 障害者地域生活支援事業者選定審査会 選定結果(案) 資料10-3 障害者地域生活支援事業者選定審査会 委員名簿 資料10-4 枚方市障害者相談支援事業実施事業者募集要項 参考資料1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
決 定 事 項	選考の結果、1法人を実施法人として選定した
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第3号、第6号、第7号に規定する 非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため
会議録等の公表、非 公表の別及び非公表 の 理 由	答申後に公表する
傍 聴 者 の 数	—
所管部署(事務局)	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課

審 議 内 容	
会長	ただいまから令和7年度第5回障害者地域生活支援事業者選定審査会を開会いたします。 初めに、事務局から委員の出席状況の御報告をお願いします。
事務局	本日の出席委員は、5名全員が出席いただいております。委員の2分の1以上の御出席をいただいておりますので、本日の会議が成立している旨を御報告させていただきます。
会長	では、報告1「実施法人の応募状況」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料説明】
会長	では、ただいま事務局から説明ありました件につきまして、何か御質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。 それでは、案件に入ります。 まず、案件1「実施法人の選考方法」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料説明】
会長	事務局から実施法人の選考方法について説明がありましたけれども、この件につきまして何か御質問等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。 それでは、選考方法について確認することができました。 次に、案件2の「実施法人の選考審査」に入っていきますが、その前に、第1回目の審査会で皆さんと確認しました、応募法人に関係がある委員の有無について改めて確認したいと思います。 各委員の中で、今回応募のあった「特定非営利活動法人パーソナルサポートひらかた」について、御自身が理事等の役員に就いておられる、もしくは代表者、理事の血縁に当たるなど、いわゆる利害関係者に該当する方がいらっしゃったら、ここでお申し出いただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。 特にいらっしゃらないですかね。該当者がいないようですので、審査に入っていきます。 事務局から説明をお願いします。

事務局	【資料説明】
会長	事前に皆さんに書類を確認いただいた上で採点いただきました仮審査集計表が配付されましたので、各自御覧いただきながら意見交換を行いたいと思いますけれども、今の段階で何かございますか。 5人中4人が「20点」、そろった感じですが、特に何か気になった点とか、ここが迷ったとかいうのがありましたらお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。 よろしいですか。また後でも意見交換の時間がありますので、そちらでもお願いしたいと思います。 それでは引き続き選考を進めますけれども、事務局で確認している事項は何かありますでしょうか。
事務局	幾つかございまして、募集要項におきまして、応募資格などについて要求をしている事項がございまして、1点目としましては、応募法人は特定非営利活動法人であり、特定相談支援事業を行っている事業所を枚方市内に有していること。国税及び市税の滞納がないことなど、募集要件に合致していることは確認できております。 また2点目としまして、選考基準の観点からは、この4番の職員体制に関する事項の中での確認事項であります14番・15番について、相談支援専門員や常勤職員の配置など、厚生労働省令で求める基準とともに本市委託契約の使用を満たしています。 それから次に、その下の大きな5番、事業を行う物件に関する事項におきましては、契約手続には既に入っておられまして、家主側から承認は得ていると報告を受けております。なお、物件の所在地は宮之阪3丁目で、東部地域には当たりませんので、こちらの項目の18の加點事項には該当はいたしません。 以上です。
会長	ありがとうございます。 それでは次に、法人財務の分野については、専門である委員に集中的に見ていただくということをお願いしておりましたので、委員、よろしく願います。
委員	先日、決算書等々の確認をさせていただきました。質問事項のほうにも書かせてもらっている部分ですが、まず先ほど資料を追加していただいたというのが法人税の別表7-1という様式のものですが、これ

	は法人が青色申告をしている場合というのは、マイナスがあると繰越の控除を受けられるというものを記載している様式については、令和6年3月期がなかったかと思いますが追加いただきました。 気になった一番大きい問題点としては、この法人が原則的にずっとマイナスという問題があり、令和7年の3月期にすごいプラスが出ているという形にはなっているのですが、この質問事項の2番のところでは、雑収入1,200万を超えるぐらいのプラスが入って決算書はプラスになり、最終的にいったら900万ぐらいのプラスになっていたかなと思うのですが、逆にこれがなかったら2,300万ぐらいのマイナスだったということで、この雑収入が何なのかと質問をしているのは、これが経常的に上がってくる収益ということならば、今後改善はされていくのかと思われるのですが、一番参考で見えていただければ分かりやすいのが、添付書類10の法人税の申告書の7-1というところが、様式的にずっとマイナスが出ているという。ここに載っていない平成28年・29年が多分プラスがあったのかなと飛んでます。30年・31年・2年で、令和3年の分もちょっと飛んで、多分ここもプラスなのかなと。4年・5年・6年という形で割とずっとマイナスが出ているという形になっています。実はこれ、平成27年もマイナスというのが見えています。これでいきましたら、この左側に書いてある金額というのが、その期でマイナスが発生したと思われる金額を平均したら300万とかぐらいのマイナスは每期出ているようなイメージなのかなと。数年に1回プラスが出るという形。そのプラスが何なのかはちょっとよく分からない。今回、令和7年直近の分、3月期に雑収入で1,200万ほど上がっている部分があったので今期はプラスになってということなので、収益事業として考えたとき、経営基盤が安定しているのかと言われたら今のところは大丈夫。ただ、この傾向が続いてこのようなたまに出てくる単発的なものでしか収益が上がらないということであれば、今後ちょっと不安定になってくる可能性はあるのかなというものを含んでいる法人なのかというふうに考えています。これ先日公開したときもお話したのですが、どうしてもこの毎年チェックかけるというときに単年度の申告をぱっと見てという。しかも法人税の申告とかないので決算書だけあったりするので、それが仮に200万ぐらいのマイナスになっても財産的にあつたらまあまあ何とか安定しているのかという判断をずっとはいたのですが、申告書と3期連続という形で見ることによって、法人のある程度の大きい流れの実態というのが見えて、安定しているのかどうかと言われてしまうと、今までの判断もちょっとなかなか難しい部分があるのか。いわゆる資料がちょっと足りないようなイメージになってしまうのかなと。ですので、今後この辺
--	--

	りということであれば、少なくともこの法人税の申告書を出していただと、その期がマイナスなのかプラスなのか、過去にどういうマイナスがあるのかというのは一応分かったりするので、こういう資料があると、より正確じゃないですけども情報が多くなると判断は精度が上がっていくのかなと思われまので今後の課題かなとは思われるのですけれども、一応今回この法人に関しては、ちょっと不安定な部分を含んでしまっているのかなというところで、ただ絶対に駄目なのって言われたら全然そういうわけではないのですけれども、一応私のほうも、これ仮審査のほうには判定しているかというと普通に1番とされているのですが、足元見たら特に心配することはないのかなと。じゃあ5年後、10年後と言われたときに、要は利用者さんが長年利用されるものなので5年後どうなのという状況になったとき、10年後どうなのということを考えたときには、なかなかちょっともしかしたら難しい可能性は含んでしまうのかなと。ただ今後の経営の改善であったりとか諸々がもちろんありますので、このまま進めばという話なので、そういう観点からも現状は大丈夫かなと。ただ将来的には、そういうちょっと何らかの手だてを考えていかないと、いずれしんどくなる可能性はあるのかなと思われる法人ということでした。
会長	ありがとうございました。大変分かりやすかったです。 その辺もプレゼンのところでお聞きいただければと思います。 では、この後のプレゼンテーションを受けて、さらに審査を進めていきたいと思しますので、よろしくお願いします。 プレゼンテーション中の進行は、事務局のほうでお願いします。
事務局	それでは、「特定非営利活動法人パーソナルサポートひらかた」さん、お越しになられていますので入室していただきます。 （特定非営利活動法人パーソナルサポートひらかた 入室）
事務局	それではただいまより、枚方市相談支援事業実施法人応募に係るプレゼンテーションを始めます。 まず、法人から自己紹介のほうをお願いいたします。 【法人 自己紹介】
事務局	それでは、プレゼンテーションは最大15分間といたします。10分経過したときと終了1分前になりましたら、チャイムでお知らせをさせていただきます。

申請団体	それでは、プレゼンテーションを始めてください。よろしくお願いします。 よろしくお願いします。 このプレゼンテーションに当たって、幾つかのお題をいただいでいて、1つ目が「応募に至る動機・目的」ということで、これは様式2に記載しているわけですが、1つは枚方の相談支援事業の沿革ということで、相談事業を一番初めに始まったのは90年代後半ということで、国が身近な相談支援機関の設置を進めるということで、当時は障害別の法律でしたので、それぞれの障害別で整備するという、枚方は一番初めに90年代後半に「わらしべ会障害者生活支援センター」が設置されたということで、枚方市はそのとき障害者計画上について、3障害掛ける2か所で6か所の整備を目指すということで、一応6か所整備がされてきました。1障害というのは基本的には身体・知的・精神ということで、その生活支援センターを整備するという、当NPO法人は、法人格取得は2001年2月で、その次の年度、2001年4月から市町村生活支援事業、身体障害者の法律に基づく支援センターの委託を受けたのが、枚方で2巡目かな。4か所の支援センターとして事業をしています。 そういう経過で、当法人はそういう支援センターをやっているのですが、今回の応募の動機に関しては、その中の一法人、社会福祉法人の支援センターが事業を廃止するということをお伺いして、基本的に、1つはその計画上の整備の体制が損なわれるということがあったということと、やっぱりそこで働いてはった方々、結構年数で実質集まっている方、職員いらっしゃったので、できれば当法人が今回この公募で採択されて、その職員をそのまま雇用して、できたら相談支援体制を継続するということを目指していきたいということで応募の動機を出しました。 2番目の「事業運営・方針」ということで、これは様式3に記載されている内容ですが、基本的にはこの相談支援センター開所のときに掲げているように、要は社会参加を促進することを目指すということで、当法人、もともと81年から活動をしておりまして、そのときは認可作業所ということで活動してきたのですが、そのときの一番の理念というのは、1つは障害者と共に働くということを目指そうということと、もう一つは、やっぱり障害者の方が地域で生きる施策をしかりつくっていかうということで活動してきまして、例えば沿革の中にも書いてあるのですが、日本全国で初めてできた知的障害者のガイドヘルパーというのは実は枚方で始まり、こういった成立にも非常に関与してきた経過もありますし、様々なそういった必要な施策を提案
-------------	--

してきて、行政と共に形づくってきたのではないかなと思います。それはもともと当事者の方からの訴えを基に、そのことをやっぱりちゃんと施策に転換するということ。それは多分、今後の相談の中でもそういったことを基本として行っていきたいなと思っております。

「基本理念・運営方針」に書いていますけど、インクルージョン社会をつくるためにということで、今非常に地域全般というのは介護だけじゃなくて働くこととか、それから学校へ行くこととか様々なことが問われていると思うので、そういったことにも関心を向けて支援をしていきたいなと思っております。

それと「関係法令」に関しては、そのことを意識しながら権利擁護に努めるということと、それと基幹センターと、まちが行う支援センターと、それから地域活動支援センターが行う事業で大事なことは、相談支援の中で上がってきた課題を社会資源として転用するような提案をするということの役割であるとともに、地域の関係機関と連携ですかね。最近「8050」という相談が非常に多いというのと、子供さんの相談も非常に増えてきているので行政的には非常に縦割りになりがちですが、地域では割と横のつながりをつくろうという取組があって、結構いろんな研修に呼んでいただいたりとか、いろんなケア会議に参加したりして、より一層そういったことのつながりを持って、いわゆる切れ目のない支援を心がけていきたいなと思っております。

それから「相談支援の体制」というか内容ですが、これは様式4、その次のページに書かれているように、今回の申請、法人全体はこういう事業をやっています。障害者労働センター、この認可制度の人が生活介護に変わったということと、相談支援事業に関しては、今委託の相談支援事業、基幹型センターということで、その中核的な役割を果たすということを当法人は求められており、それに加えて地域活動支援センターⅠ型事業ということで、これはサロンを中心とした事業ということになっております。相談は割と、こういうことだというお困りの相談が、問合せもあるのですが、こういうサロンに来たら、中でやっぱり課題を抽出することも多いので、サロンは非常に有効に活用できていると思います。特に当法人は、さっきの3障害でいうと、当法人は主に身体障害を中心とした支援センターですので、いろんな方が来られるサロンも運営しており、いわゆる見えない人だけのサロンとか聞こえない人だけのサロンとか、そういったことの障害別のサロンも運営していて、そういった中身の課題の抽出にも役立っているかなと思っております。

今回申請する相談支援事業所に関しては、このメインのその主たる事業所の従たる事業所ということで指定を上げて事業を行いたいと考えております。

「体制」に関しましては、先ほど少し触れましたけど、相談支援専門員1名専従で採用ということ。これは現状で廃止される事業所で雇用されている方をそのまま採用しようと思っています。ほかの職員も全員そうなのですが、非常勤での相談支援員ということと、それからピアカウンセラー、一応3名予定で今のところ視覚と聴覚の方で話がまとまりつつあるなということで、できたらこの方々がそのまま当法人の相談支援事業所ということで相談の継続、もしくはやってきたサロン等々の継続を、当法人の主たる事業所と連携しながらできる体制でいきたいなと思っています。

「相談支援受託後」は、そういった委託の基幹センターとしてやって横の連携を広げていくということと、計画相談はどうしても計画を立てるところにやっぱり、当然それが中心なのですが、なかなか制度をこういので使いたいというまでに至らない方って結構いらっしやって、そういった方にサロンに来ていただきながら、交流しながら必要なサービスを一緒に考えるということをふだんやっているのですが、僕はそれを伴走型支援と呼んでいます。だから計画だけじゃなくて、そういった委託機関に関しては伴走型支援をこれまでどおりやっていきたいなというのと、それからピアカウンセラーによる直接当事者同士のやり取りの中でのそういった課題を拾っていくということが必要なのかなと。それとやっぱり基幹型に求められる仕事、ほんとは従たるですが、全体的にやる事業としてはやっぱり人材育成ということが求められているのかなと。今、巷では福祉人材が非常に不足と言われていて、そういう中で、当法人は枚方市とほかのセンターと連携して、ガイドヘルパーとグループホームで世話人養成研修、年2回、これまで約38講座行ってきました。今後もそういったことで地域の人材育成ということと、それから自立支援協議会という、僕、自立支援協議会の運営の事務局と、なおかつ副会長を務めており、そういったツールも活用しながら、いわゆる市民啓発を行っていくことも大事な事業だと思っています。

今年、今年度、昨年12月に「ほっこりひらかた」というイベントをやって、今回は精神障害の方の家族の状況を描くという映画、「どうすればよかったのか？」という映画を上映しました。これは非常に関心度の高い映画で、会場満杯に来ていただいて、つくった監督にも来ていただいて講演していただきまして、こういった市民啓発の事業も継続的に取り組んでいきたいと思っています。

あと何といっても基幹と委託に求められるのは、やっぱり地域との連携ということで、先ほど言ったように「8050」とか、それからこの問題に関しては高齢のケアマネさんから来る相談が最近増えてきたなと非常に印象的で、高齢の方の相談に乗っていると、そういう方

	らっしゃったということで、お互いの課題を考えていこうということと、最近やっぱりよく呼ばれるのは、高齢のエリアの方々から障害の制度の内容を教えてほしいという研修によく呼ばれるので、恐らくそれは双方そうだと思いますが、そういったことも積極的に取り組んでいきたいなと思っております。先ほど言ったように、いわゆる官民含めて切れ目のない、年齢の切れ目のない、そして障害の切れ目のない支援が体制整備の中で継続できればなということで、今回改めて体制をしっかりとやっていきたいと思っております。 以上です。
事務局	ありがとうございました。 それでは、ただいまから質疑に入らせていただきます。時間も限られておりますので、回答については簡潔にお願いいたします。 まず、事前に委員の皆様からいただいて、法人さんにもお知らせさせていただきました質問事項について、事務局より順次質問を行います。 それでは、まず1つ目申し上げます。 役員給与等の内訳についてですが、次のその他の項目の内容について御説明をお願いします。令和5年3月期が43万円、6年3月期が73万円、7年3期が58万円ということですが、こちらの御説明をお願いします。
申請団体	一応これは僕の役員報酬というか、ほかの事業の職員には処遇改善ということで出ているその加算によって、いわゆる基本給の底上げであるとか、各種いわゆる業務に沿った手当であるとか、そして一時金ということで支払いしているのですが、相談支援に関しては処遇改善の対象になっていないので、なっていないけど、当法人では職員一応一律にしている、相談支援の職員に関しては同じような内容で相談支援の委託費の中で支払っています。この役員報酬に関して、僕年収で一応給与10月割っているんで、賞与規定がないので、その処遇改善の一時金、僕は一時金しかもらってないのですが、一時金がそれぞれこの額だということです。これは年に2回支給しているもので、その合計がこの額だということです。ちょっと源泉していないので切りがちょうどいいのですが、一応処遇改善は手当に関しての一時金に関して、当法人では源泉しないで直接渡して、年末調整で徴収しているんで、そういう形でこういう額になっているということです。
事務局	それでは、2つの質問です。収益事業収入内訳書についての質問で

申請団体	す。 雑収入（営業外）の項目の内容について御説明をお願いします。令和7年3月期が1, 268万7, 480円となっております。よろしくお願いします。 これに関しましては、一つは委託相談支援事業所に対して消費税を徴収するというのが、この令和5年ぐらいから、いわゆる財務省と厚労省の話の中で始まったということで、実は当法人では、委託を受けた2001年のときに当時の担当者から消費税は納めてくださいと言われていたのずっと払っていたのですよ。それは相談支援事業の委託と地域活動支援センターの委託にそれぞれ消費税を払っていたので、このとき分かったのですが払ってないところがあったということと、それからI型事業に関しては第2社会福祉事業なので、それは非課税であるということを知らなかったもので、そのときのちょっと内訳を言うと、いわゆる市は5年間遡って税務署にそれじゃ納めてくださいということと言われていたので、当法人も払っていたので5年間遡って、払った分を市のほうから返還を受けたという額が515万8,004円です。さっき言ったI型事業も払わなくてよかったので5年間遡って税務署に還付請求したのですよ。その額が257万6,000円ということで、これ還付請求を受けて、もう一つ税理士さんのほうから、もともと第2種社会福祉法人が非課税であるということに税理士さんが気付いてなかったということで、税理士法人のほうから税理士賠償保険金でそれを補いたいということで、その保険金を使って過去の支払った分を返還してもらったのです。それが406万3,400円ということで、それが一番大きい雑収入でありまして、あとは、当法人の自立してる知的障害者の方が住んでいる家があって、それはもともと親御さんの名義だったもので、親御さんが亡くなられて、その家を当法人が引き取って本人に貸してるという形式を取って、その家賃収入が36万円、駐車場代が12万円、ちょっとその駐車場の払いの預かりがあったので、もう12万円ということで、あとその他ということで2万9,076円。これは会計士と当法人の会計に聞くと、事業所内でお茶とかそういうのを販売しているらしくて、その販売の収益だそうです。合計が多分この額になるのかなと思います。
事務局	それでは、3つ目の質問です。借入金及び支払い利子の内訳についてでございます。 令和5年3月期及び令和6年3月期は、日本政策金融公庫の借入金の

申請団体	記載はありますけれども、令和7年3月期は記載がないことについて説明をお願いいたします。 この貸付に関しては、当法人で実施している生活介護事業所で、大きな改装をしてカフェとか始めた際に運営資金ということで借入れをしたのですが、さっき申しました消費税の戻りがかなりあったので、その額から全額返済しました。一遍に。それで一応借入がゼロになっているということです。
事務局	それでは、4つ目の質問です。 防災マニュアルのBCPが簡素過ぎると思うのですが、これは策定途上ということでしょうか。お願いいたします。
申請団体	御指摘のとおりで、簡素過ぎて、これからちょっといろいろ積み上げていこうと思っているのですが、取りあえずいろんなマニュアルを見ながらつくってみて、事業ごとより法人全体でつくろうということで、一応それぞれの対応をどうするかということ、一応記載を中心につくったつもりなのですが、少しこれはバージョンアップしていかないといけないなと思っております。マニュアルはそれぞれそうなのですが、法令の関係で変更あったこととか、ちょっと今回御指摘も当然あるのですが防災委員会もつくっており、その中で見直しを図っていきたいと思っております。
事務局	それでは最後、5つ目の質問です。 ピアカウンセラーの方が受けている相談件数や相談内容を教えてください。また、ピアカウンセラーについては身体障害の方を中心に雇用されているようですが、精神障害や知的障害の方を雇用される予定や御希望などがありますでしょうか。お願いいたします。
申請団体	昨年の行政報告した相談支援件数の中のピアカウンセラーの相談件数というのは145件です。主たる内容というのは、福祉サービスの利用に関する支援。これはサービスを使いたいということもあるのですが、どのサービスがどういう内容なんということを細かく聞きたい人が結構いてはって、そういう内容なのかなということと、一番多くは書類の書き方分からへんから一緒にやってほしいという相談が結構多くて、そういったことが中心かなと思っています。あとは不安の解消、それから家族関係に関する相談というのが比較的多いかなと。さっきの福祉サービスに関する対応というのは38件ということと、不安解消・家族に関する相談というのはそれぞれ27件・23件という

	ことで、あと細かに幾つかあるのですが主立ったものはこの辺りかなと。ピアカウンセラーに関しては、どちらかというとピアカンさんと相談したいですという相談よりは、サロンの中で話をやり取りしながら、ああ、こういうことできるよとか、こういう中身あるよいうことを積み上げていく相談が多いのかなと。それをこんなふうにとちょっと少し分散して書いているということで、比較的相談の中でそのピアカウンセラーに行ってもらったほうがいいなというふうな人に関しては行ってもらう。特に聴覚の方に関しては、やっぱり聴覚障害者を中心に一緒にやっていくということが一番基本かなというのと、その相手の障害の方の状況に合わせて、ほかの障害を持ってない相談員と一緒にやってやり取りするということを心がけています。でもやっぱり、多分恐らくサロンの中で活躍してもうてるのが一番大きな動きかなと思います。 あともう1個。障害別、ほかの障害の採用ということで、一番初め冒頭に触れましたが、枚方市の整備上、1障害掛ける2か所ということで6か所今ありますが当法人は主に身体ということで、これは枚方市の福祉の手引きの中に「主に」という言葉が載っていて、相談窓口は当然、今法律が一つですから、特にこの障害と区切っているわけじゃないのですが、当法人はそういう整備の中で主に身体ということで、特に視覚と聴覚のピアカン、そうした当法人のピアカンということでそれぞれ配備しています。この、あえてピアカンの募集って採用を出したことはあまりないのですが、どちらかというと関わりの中でそういう知り合いから一定職歴ある方にピアカンとして働きませんかと呼びかけて、いろいろ研修を受けてもらってついてもらっているというのが現状かなというふうに思います。今後恐らく、この間「ひだまりの会」、精神を中心にやっている団体が、いわゆるピアサポーターに関する研修をされて、今後そういったニーズは高まるなということと、当法人が雇うというよりは、むしろそういうところと連携しながらやっていくのが枚方の一つのスタイルかなと思っています。
事務局	ありがとうございました。 それでは、事前に委員の皆様から頂戴していた質問は以上となります。 続きまして、委員の皆様から御質問をお願いいたします。いかがでしょうか。 では、委員、お願いします。
委員	先ほど雑収入に関して御説明いただきまして、今期が1,200万ほど上がっていると。1,200万が、言ったらイレギュラーな収入と

申請団体	いう形なのかなと思います。その大半がないということになると、多分この期もマイナスに転じるような、近いような数字になっていたのではないのかなと。過去を見てみますと割とずっと継続的にマイナスになっていると。先ほどお話あったように人材の育成であったりとか、多分費用がかかっていくということを考えたときに、今後どのような運営をお考えになるところがあればと思います。 すごい目先のことで言うと、消費税のいわゆる納税が義務になったので、委託にそれ乗ってくるので、恐らくその分に関しては赤字の相殺になっていくのかなということで、少し黒字・赤字を前後するような会計状態になるのかなと僕は予測してるのですが、もちろん御指摘のとおり人材育成の課題ってあって、法人全体でいうと比較的やっぱり退職者が少なく、平均でも大体15年ぐらい在籍者があって、今後それが新しい職員が増えていくことで入れ替わっていくんだろかなと。入れ替えの人はただ僕で、5年ぐらいたったら、代表は定年ないんですけども、ちょっと減らしながら、そうやって財源の入れ替えをしていくということで対応していきたいなと思っているのですが、いかんせんやっぱり、一つは障害福祉サービス費って年々やっぱり厳しい報酬改定をされるので、そういう利益を上げるのは非常に難しいなと感じているのが一つと、処遇改善等々使いながら底上げを図って、いわゆる広い人材を取る。もしくは今の職員の底上げを図っていかねばならないなと思っているのと、ちょっとこれ要望になりますけど、できれば委託費に関しても、そういう人件費に非常に重きを置いてほしいという見方をしていただきたいというのは僕の希望。多分それはほかのセンターもそうだと思うのですが、やはり年数を上げて力量を積もうと思うと一定期間勤めてもらわないと困るので、ずっと同じような年数の同じような給料で払っていくと厳しいので、その辺を少し議論されるべきだと個人的には思っています。
委員	ありがとうございました。
事務局	ほか、御質問ございますか。いかがでしょうか。 では、委員、お願いします。
委員	ありがとうございます。さっき防災マニュアルについての意見があったのですが、ほかにも添付されたマニュアルを見させていただくと、例えば虐待防止マニュアルも、それぞれのマニュアルのフォントが違っていたり多様なところから、いやほかの法人もそうなので、それは

申請団体	いいのですが、また事故対応マニュアルもそうで、つまりこれが何のためにあるかという、やっぱり実効性があるのかどうか。あるいはその新人の職員とかでも、これを見て、もしやといったときに動けるのかといったときに、やっぱりほとんど文字ばかりで、例えば図をつけるとかフロー図をつけるとかというのを、ここまで長い歴史がある法人で、もう少し充実させていただきたいかなというふうに思っています。それこそガイドヘルパーさんとかピアカンの当事者の人なんかも見て、ああ、苦情対応マニュアルって、流れっていうのも矢印もなく図もなくというのは、ちょっと残念かなと思いましたので、これは要望になります。 それから、先ほどのやっぱりピアカンのところは、とてもずっとやっていただいているのですが、身体障害者でも精神重複されている方が多いので、それはどうするのかと思っていたときに、やっぱり連携、ここで全部雇わなくてもというふうなことで「ひだまり」を挙げていただいたのだと思うのですが、例えば、そちらで身体と精神重複していてっていうことになると、どういう形で連携を取る。今まで取ったことがあるのか。取るとしたら、例えば1本電話をかけたら向こうの当事者が来てくれるのか、どういうふうな連携なのか教えていただければと思います。 マニュアルに関しては、もう御指摘どおりで、修正しないといけないと思いながらちょっと置いてきたので、力を入れてやっていかないと考えております。 防災に関しては、当法人では防災委員会というのをつくって、年2回必ず防災訓練とか、そのときにも分かるように絵で示したり、当日とかはしているのですが、防災法に関しては一応法人全体で、サロンに来ておられる人も含めて一緒にやろうということで、そのときにいる人がやっぱり大事だと思うので、そういったことで少し分かりやすい、可視化できるように改めていきたいと思っています。 相談の連携に関しては、既に枚方の中では、多分重複障害の人の場合是一緒に行こうという相談をよくやっていて、これは他市でいうと、あまり他市ではないわとよく言われているのですが、その場合は当事者と一緒に行ったほうがいいのかと、ちょっとお願いして来ていただいて、状況を言って入ってもらおうということは今、割と普通にできているので、特に当然身体重複の人もいてはるし、精神で身体重複の人もいてはるから相互乗り入れで相談乗り合うということは、これからも含めてしていきたいなど。どういう方法でいうと、こういうライブで一緒に行ってくれませんかと言いましたら、いいよと受けていただけるという、そういったやりとりなんです、内容的にはそういった
-------------	---

	ことで、相手が安心するという相談体制をつくるということが基本かなということで、よりやっぱりその障害に理解のある人が一緒にやっぱり立つべきかなと思って、そういう調整をして心がけています。もう少し踏み込むと、働く相談のときも障害生活支援センターの職員と一緒にいたり、単にその福祉サービスの調整だけじゃなくて、普通に働くということも一緒に考えようということがある場合は、そういったことを考えて動いております。
事務局	よろしいでしょうか。 ほか御質問ございますでしょうか。
委員	この2、3年で、虐待の申出が利用者さんからあったというケースがあるのかどうか。それについて、話せる範囲でどうなったかとか何か情報があれば。
申請団体	1件、4、5年前ぐらいかな。家庭で関わっている当事者、それは事業所からの虐待通報で、いわゆる重度心身障害者の方で家族のネグレクトということで、行政と調整してきて、家族に対してこういうサービス要りませんかという調整をずっと重ねてきたのですが、昨年どうも体調不良が続いて、家庭でそういう補正なり体調管理できてないんだらうなということで、家族復帰を図ろうということで施設に一時入所して、家族復帰のためには、こういうサービスを使うことを、承諾といたら変ですが、やることで一緒にやりませんかという提案をしてグループホームの入居になったり、成年後見のお金の管理についても虐待案件が危惧されたので、その方は。いわゆる施設関係の必要な経費が常態的に滞納されていて、その本人に対しては非常に大きな状態だったので、後見人の申請も一緒にやりましょうということで御提案したのですが、結局それもされなくて、グループホームのほうは月曜日から金曜日まで週末家に帰るということで、本人の生活スタイルはあまりよくなかったのじゃないかなということと、成年後見は結局なされなかったもので、今は市長申立てということで話を進めています。そういったことで事業所から上がってくるケースが多いのですが、行政と虐待のいわゆる関係者会議の委員でもあるので、そういったことで必要な対応を一緒に行政と連携して行っていくケースがやはり数件出てきてるなということです。
委員	虐待対応では成年後見人や医療機関やいろんなところと連携をしながら進めていくという、そういう図を描いてもらいたいと思います。ただ管理者がいるから動けたということじゃなくて、どの職員でも対応

申請団体	に従事できるということがすごく大事なかなと思って、その事故対応のマニュアルも全てそうなのですが、ぜひぜひ実践もされているので、それに見合うものをお願いしたいと思います。 枚方市内の支援センター、基本障害者支援区分の認定調査の委託を受けていて、今度新しく来た人にもやってもらおうと思っているのですが、調査に行くとそういった事例も見受けるので、これはどうなんですかと去年たまたまそういうケースに当事業所の職員が出くわして報告があったので、よくよく聞いて虐待通報して、ちょっと中見てもらおうかという動きになったのですが、確かにマニュアルには載っていないものの、そういう対応を取っているつもりではいますが、おっしゃるように職員が見て、こういう流れでやればいいということが分かる内容に改めようと思います。
事務局	それでは、間もなく質疑終了の予定時刻となりますが、よろしいでしょうか。 それでは以上をもちまして、「特定非営利活動法人パーソナルサポートひらかた」さんのプレゼンテーションを終了いたします。ありがとうございました。 （特定非営利活動法人パーソナルサポートひらかた 退室）
事務局	それでは、会長、引き続き進行のほうをお願いいたします。
会長	それでは、応募法人のプレゼンテーションが終わりましたので、これより仮審査を行います。 まず、事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料説明】
会長	仮審査の採点について説明ありましたけども、何か御質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。 それでは、ただいまから採点を行います。事務局からの説明がありましたとおり、今回赤ボールペンを使用して変更箇所を修正する形で採点をお願いします。ただいまから１０分程度でお願いします。 では、お願いします。

	(仮審査 採点)
会長	それでは、会議を再開します。 仮審査の集計結果が前方のモニターに映し出されております。事務局より集計結果の概要の説明をお願いします。
事務局	仮審査表のほうを、こちらのほう修正いただいたものを今手元に集めまして内容のほうを確認していきました。 1 委員について、応募方針の経営等に関する事項、経営所状況が安定しているかという部分について、「1 点」であったものを「0 点」に修正されている方が 1 名おられまして、2 番の応募の動機・目的が、法人運営理念・方針との関係を踏まえ明確に示されているかという部分について、「1 点」とされていた方が「2 点」に修正をされているという修正が今回ございました。ですので、減点 1、加点 1 で、プラス・マイナス・ゼロになりまして、合計としましては「1 0 4 点」のままになっております。 以上です。
会長	それでは、仮審査の結果を基に意見交換をしていきたいと思います。 採点が他の委員と異なるところですか、採点に迷った項目、疑問がある部分など、もちろん優れていると思ったところ、評価を高いとした点、感想などについて御発言いただければと思います。いかがでしょうか。
委員	プレゼンテーションをお聞きして、2 の項目です。ぜひ頑張っていたきたいという気持ちも込めて「2」とさせていただきます。
委員	委員も 1 点なのに私が 0 点にするのにどうしようか迷ったのですが、さっきの説明で、たまたま入ってきたお金でしのいでいるという印象が余計強くなって、それからさっき説明された金額でも、3 8 万 1, 0 0 0 円が足りないんですね。だからどうなっているのか会計がついて、そういうふうに税理士さんが関わってやっているのかが分からなかったのですが、今回も説明を求めれば一応出てはきますが、それでも 3 8 万円足りないというところで、じゃあ安定的にいけるのかっていったら不安を全く私は拭い切れなかったので 0 点にさせていただきました。トータルでは通ることは全く異存ないのですが。以上です。

会長	ありがとうございます。 何かその点、委員、コメントありましたら。
委員	そうですね。私もどうしようかなというところはあったのですが、足元は大丈夫。よくありがちな、今の代表の人が引退をするに当たって自分の報酬下げて、法人の人の給料を上げていったりという形にするというのはよくあるパターンなのですが、それが継続できるのかという問題はまた別個の話であって、なので一応「1」にはしてはいるのですが、今後の財務状況はちょっと注意深く見ていかないといけない法人であるのかなというのは、あった上の「1」というイメージでさせてもらっています。 一応今回こういうお話、質問させてもらってプレゼンを聞かせてもらったのですが、前々から私もお話ししているとおり、やっぱり人件費も高騰したりとかっていうことになる、そもそもが足りていないという部分があって、ただ予算はあるということもあって、それをどうしていくのかというのが、やっぱり創意工夫していかないといけないところではあるのかなと。ですので、全く改善ができないわけではないのかなと思われるので、足元の部分でいったら、導入する部分に関しては特に不安はないかなと思っていますので、一応「1」という形でカウントしています。
会長	ありがとうございます。業界全体の構造的な部分と、ここ特有の何かというところと分けて考えていく必要があるということですかね。
委員	そうですね。
会長	はい。今後も引き続き見ていくということによろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。感想とかでも結構ですので、何かありましたら。大丈夫ですか。何かぜひ一言いただければと。
委員	仮審査のときに見せていただいて、今日もプレゼンテーションをお聞きしたのですが、ずっと長年やっておられるということで頑張っておられるのかなと思ひまして1点ずつつけさせていただきました。
会長	ありがとうございます。 ほかよろしいですか。 では、これから本審査に移りたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

事務局	【資料説明】
会長	ただいまの事務局の説明について何か御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、採点をお願いします。 (本審査 採点)
会長	採点が終わられましたら、事務局のほうに提出をお願いします。 では皆さん、提出いただきましたでしょうか。 はい。では、よろしくお願いします。 (本審査 集計)
会長	よろしいでしょうか。 では、本審査の集計結果が前方のモニターに映し出されております。事務局から集計結果を報告してください。
事務局	では、集計結果につきましてですけれども、委員皆様の得点のほうになりますけれども、委員が「20点」、それから委員が1か所の修正と大きい1番の3番の再度1点に修正をいただきましたことによりまして、計「24点」となっております。委員につきましては今回修正はなしで「21点」、それから委員につきましても修正なしで合計「20点」、民西委員も修正なしで合計「20点」となっておりまして、合計の得点としましては「105点」となっております。 そうしますと、実施法人の選定についての条件が、先ほど説明いたしました基準点の「合計85点以上」を満たしていることが選定の条件となっておりますので、選定条件には合致しておりますことを報告いたします。
会長	ありがとうございます。 それでは、案件3「実施法人の選定」に移ります。 先ほど事務局から本審査の集計結果について説明がありました。今回の応募法人である「特定非営利活動法人パーソナルサポートひらかた」につきましては、皆さんの慎重な審査の結果、選定条件を満たしております。したがって、「特定非営利活動法人パーソナルサポートひらかた」を枚方市相談支援事業実施法人として選定したいと思

	いますが、御異議ありませんでしょうか。 では、御異議なしということで、本審査会としては、「特定非営利活動法人パーソナルサポートひらかた」を選定することといたします。 続きまして、案件4「審査結果の報告」に進みます。 事務局から説明をお願いします。
事務局	ただいま実施法人を御選定いただきましたので、次は選定結果を審査会会長からの答申という形で市長に御報告いただくという手順が必要になります。 【資料説明】
会長	ただいま事務局から、報告書とそれに添付する選定結果について、評価コメントの作成方法含めて説明がありました。市長に提出する報告書の評価コメントについては事務局で作成した案を基に私のほうで事務局と調整し、決定していきたいと思っておりますけども、委員の皆様、よろしいでしょうか。 ありがとうございます。 なお、附帯意見として特に記載すべき内容ということで、何かございましたら御発言いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。 お話の中で、マニュアルの整備はありましたので、そこを進めてくださいというところが1点かなと思います。
委員	実効性のある諸マニュアルの整備を早急に進められたいということはお願ひしたいと思ひます。
会長	そのほかはいかがでしょうか。
委員	安定運営ね。
会長	そうですね。経営的な部分というのは。
委員	書き方難しいですね。
委員	そう、難しいです。どうしようかな。その意見というところまでの、ちょっと何か。
委員	伝わったとは思いますが。
委員	経営状態を継続的にこちら何らかの形で確認していくというのは大事なのかなと思われまますが、附帯意見はちょっと何か重たいイメージは

	ちょっとあります。 こちら側で、そこは注意して見ていくということでよろしいですかね。
会長	そのほかいかがでしょうか。 はい。
委員	その継続的に見るということですが、そうすると添付していただく資料は、いつもこれぐらいは出していただかないといけない。
委員	そうですね。いつも出していただいているのは、多分決算書とか収支報告書あたりになっていたかなと思われませんが、今回3期比較という部分と、法人のほうのその申告書類が見れたということで、過去、結構10年近く前まで遡って見れたというのは、ある意味事業体として確認するのは非常に有意義であったのかなとは思われるので、提出資料を今回、これは3期出ていますけれども、毎年例えば法人税の申告書のほうも提出していただくということにさせていただくと、先ほど不足していたという別表7-1というのが過去のマイナス出ているというのが把握できる証明にもなりますので、その辺りも踏まえて総合的には判断しやすくなるので、法人税の申告書を提出していただくことによってチェックは効きやすくなるのかなと思われしますので、提出書類の追加で毎年出していただくというところに含んどいていただくのは一つの方策ではあるのかなと思います。
委員	ただ、ほかのいろんな審査なんかでも、過去に大赤字があっても、この3年がまあまあ安定していれば申請することは可能ですし、見る側がというか私なんて10年分見ても分からないのがありますが、だから追加でお願いする分にはいいけど、ちょっと義務化するのはあまりどうなんだろうという感じがするかなというふうに思いました。これに関しては必要ということがありなのかもしれないのですが。
会長	いかがでしょうか。
事務局	一度内部のほうで協議しまして、今後の継続の審査にも提出を求めるかどうかということは検討します。
会長	はい。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、ただいまの御意見を踏まえまして、法人に対する評価コメントにつきましては、事務局と調整の上、作成させていただきます。 以上で、本選定審査会としましては、実施法人の選定を行いました。

事務局	なお、選定結果については、先ほど事務局からの説明にもありましたように、市長への答申という形で報告することになりますけれども、報告の方法につきましては、私のほうに一任していただいてよろしいでしょうか。 ありがとうございます。 次に、答申後の正式な決定について、事務局から説明をお願いします。 実施法人の正式決定につきましては、事務局において内部手続を経て決定させていただくことになります。そのため、正式決定まで少し日数をいただくことになりますが、それまでは選定結果公表は行いません。委員の皆様には守秘義務がございますので、公表までは情報の取扱いに御注意いただきますようお願いいたします。 なお、公表の時期につきましては、決まり次第委員の皆様にお知らせをさせていただきます。 また、本日使用した資料は、全て机の上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。 それと、本日の選定審査会の会議録案につきましては、御用意でき次第、委員の皆様にご報告いたしますので、発言内容等の御確認をお願いいたします。 事務局からは以上です。
会長	公表の時期は事務局からまたお知らせがありますので、それまでは委員の皆様は本日の結果をほかの方にお伝えするといったことがないようをお願いいたします。 次に、「その他」として、事務局から何かありますでしょうか。
事務局	本日もお忙しいところ長時間にわたりまして、法人の選定の御審議をいただきありがとうございました。 今年度につきましては、毎年お願いしております評価に加えまして、1つの法人さんが、相談支援事業と地域活動センターを併設されている事業所さんが撤退をされるということで、それぞれ地域活動支援センターと本日相談支援事業ということで二度にわたる法人選定をお願いすることになりまして、本当に委員の皆様には大変御負担をおかけすることになりました。ありがとうございました。 今日も応募法人からのプレゼンの中で、その委託事業の委託料のお話も出てまいりまして、先ほど委員からも、そもそも委託料がどうなのかといったところにつきまして、8年度やっと枚方市のほうも少し委託料のほうを上げることができたのですが、これにつきましては継続

会長	して我々もこういった金額が妥当なのかとか、他市の状況も含めて、委託事業の在り方、ますます大変厳しい情勢になっておりますので、枚方市としてどうしていくのか検討を続けてまいりたいと思っております。 今年度選定いただいた２つの法人さん、こちらにつきましては活動実績のほうも十分でございますので、本市が目指す「障害のある人と自立した生活の実現」というところを選定された法人さんのほうにつきましては、しっかりと枚方市も支援をしていきたいと考えてございます。 結びに、皆様のますますの御活躍と御健勝を祈念いたしまして、甚だ簡単ではございますが、今年度最後の審査会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。 一年間、本当にありがとうございました。 ありがとうございました。 委員の皆さんには熱心に御審議いただき、今年度は開催数も多いなか、ありがとうございました。 それでは以上をもちまして、第５回障害者地域生活支援事業者選定審査会を閉会いたします。
-----------	--